
首都圏整備の状況

第1節

人口・居住環境・産業機能の状況

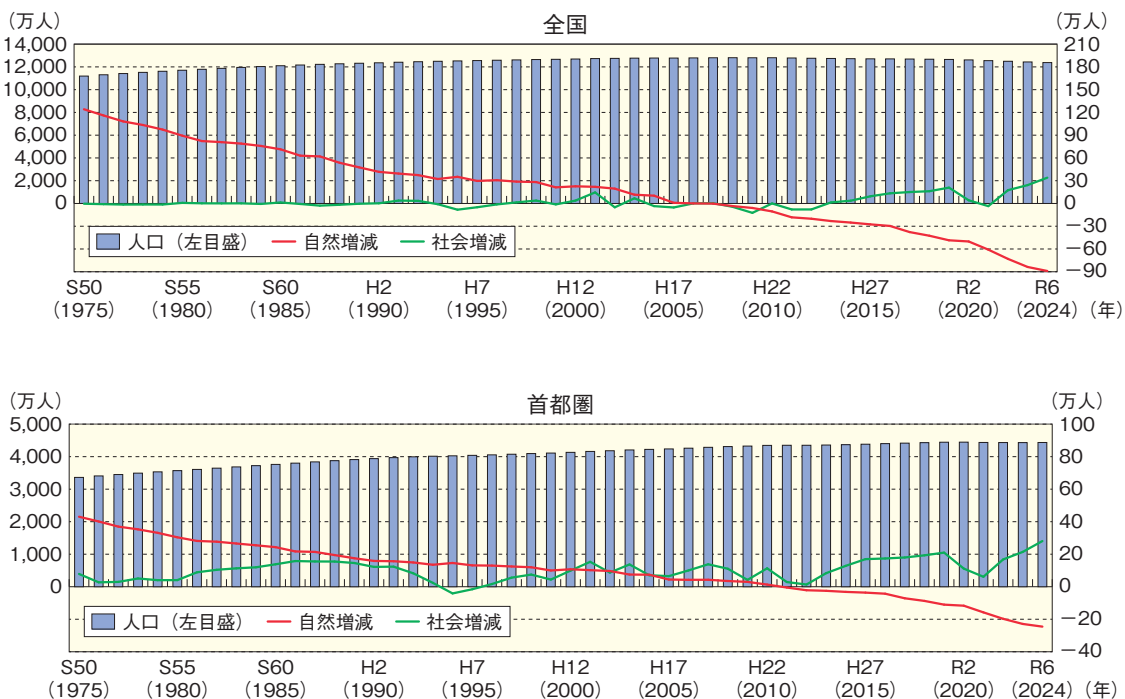
1. 人口の状況

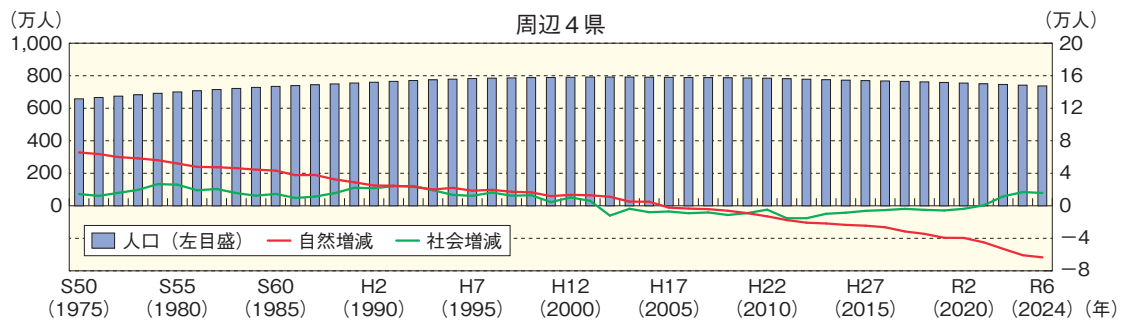
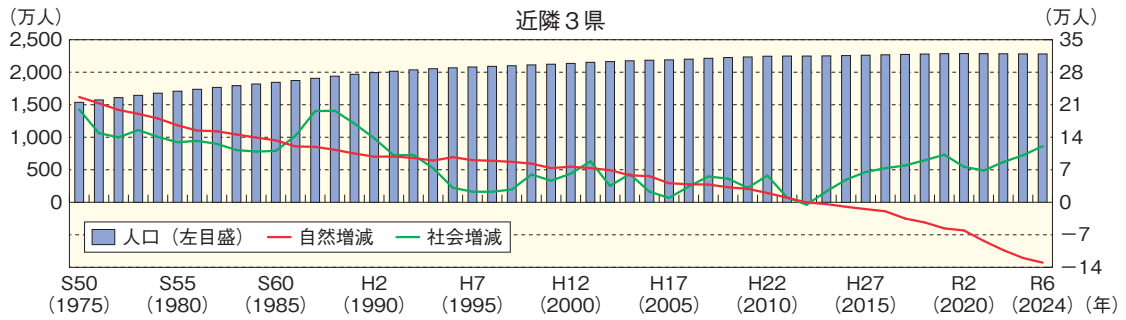
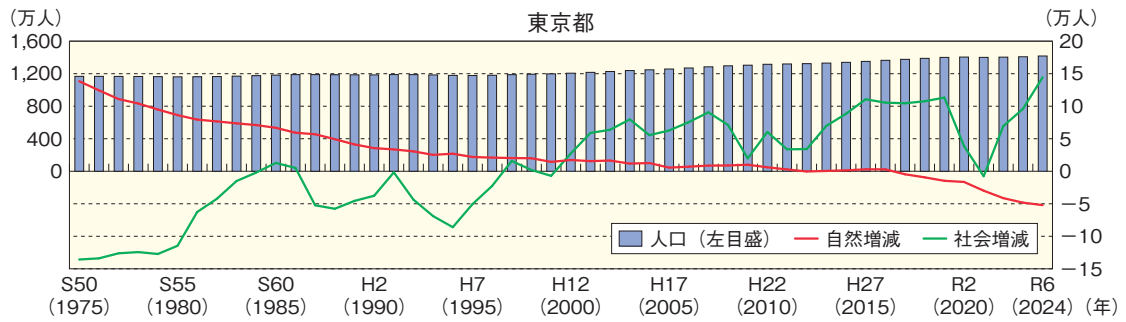
(1) 首都圏の人口推移

首都圏の総人口は、昭和50(1975)年以降一貫して増加し、令和2(2020)年をピークに減少に転じていたが、出入国者数及び転入超過からなる社会増減が増えたことにより、令和6(2024)年は前年から増加したものの、令和2(2020)年を下回った(図表1-1)。全国及び首都圏の圏域別の人口の推移を見ると、全国は、平成20(2008)年をピークに減少傾向にある。東京都は令和3(2021)年に減少したが、その後令和4(2022)年から再び増加傾向に転じている。一方、近隣3県は、令和3(2021)年をピークに、また、周辺4県は、平成13(2001)年をピークに、ともに減少が続いている。

人口動態を見ると、出生数から死亡数を引いた「自然増減」は、近年、全国及び首都圏の圏域で減少が続いている。また、前述の「社会増減」は、首都圏では、新型コロナウイルス感染症(以下「新型感染症」という。)が拡大した令和2(2020)年以降、減少が続いていたが、令和4(2022)年以降、増加傾向に転じており、令和5(2023)年以降は新型感染症拡大以前を上回っている。首都圏の圏域別に見ても、令和2(2020)年以降に減少し、令和4(2022)年以降に増加傾向に転じているのは、周辺4県を除いた圏域において同様である。

図表1-1 人口の推移(昭和50(1975)年～令和6(2024)年)

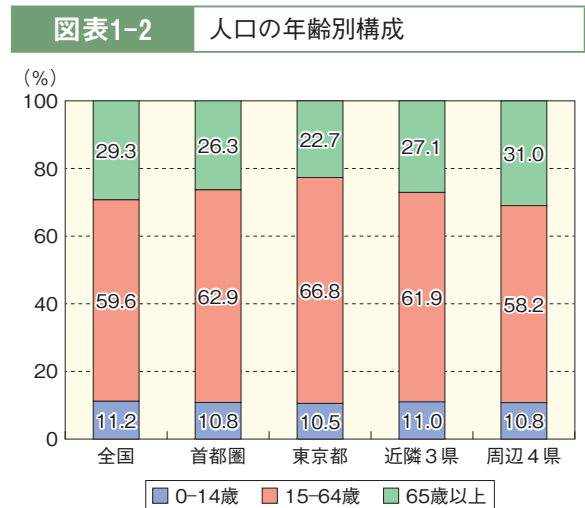




資料：総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）を基に国土交通省国土政策局作成

(2) 首都圏の年齢別構成

首都圏における人口の年齢別構成を見ると、全国と比較して15～64歳人口の割合が高く、65歳以上の高齢者人口の割合が低くなっている（図表1-2）。圏域別に見ると、東京都と近隣3県においてその傾向が強い一方、周辺4県においては、全国と比較しても、15～64歳人口の割合が低く、65歳以上の高齢者人口の割合が高い結果となっている。



注1：令和6（2024）年10月1日現在

注2：年齢別人口の割合は不詳補完値により算出

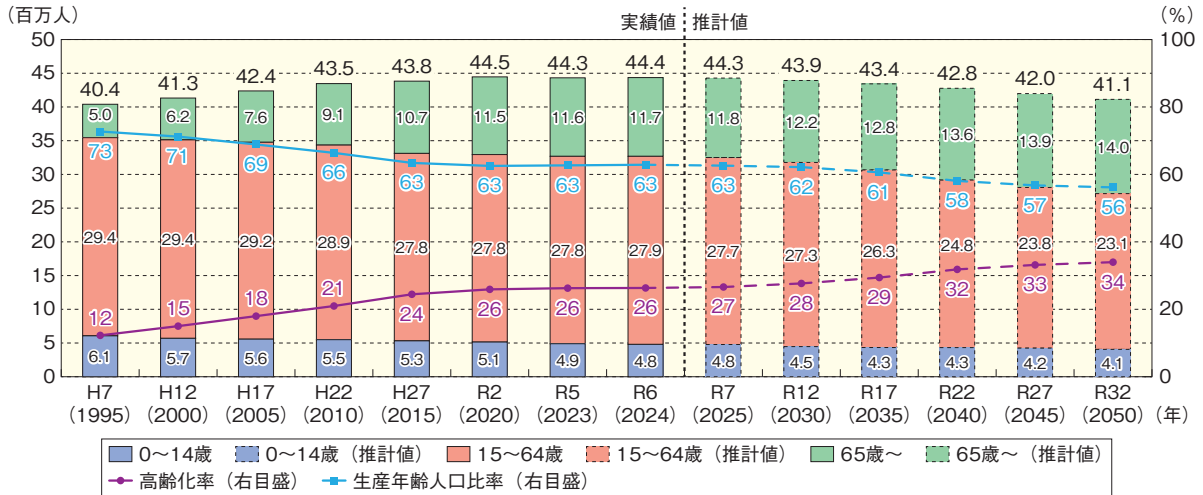
資料：総務省「人口推計」を基に国土交通省国土政策局作成

(3) 首都圏の将来推計人口の推移

首都圏の総人口は、令和2(2020)年をピークに減少に転じていたが、令和6(2024)年は前年から増加したものの、令和2(2020)年を下回った。

今後、長期的には人口減少に転じる見込みであり、さらに、生産年齢人口比率の低下と高齢化率の増加が進行することが予想されている(図表1-3)。

図表1-3 首都圏の将来推計人口の推移



注1: H7~R2は「国勢調査」、R5、R6は「人口推計」、R7~R32は「日本の地域別将来推計人口」による。

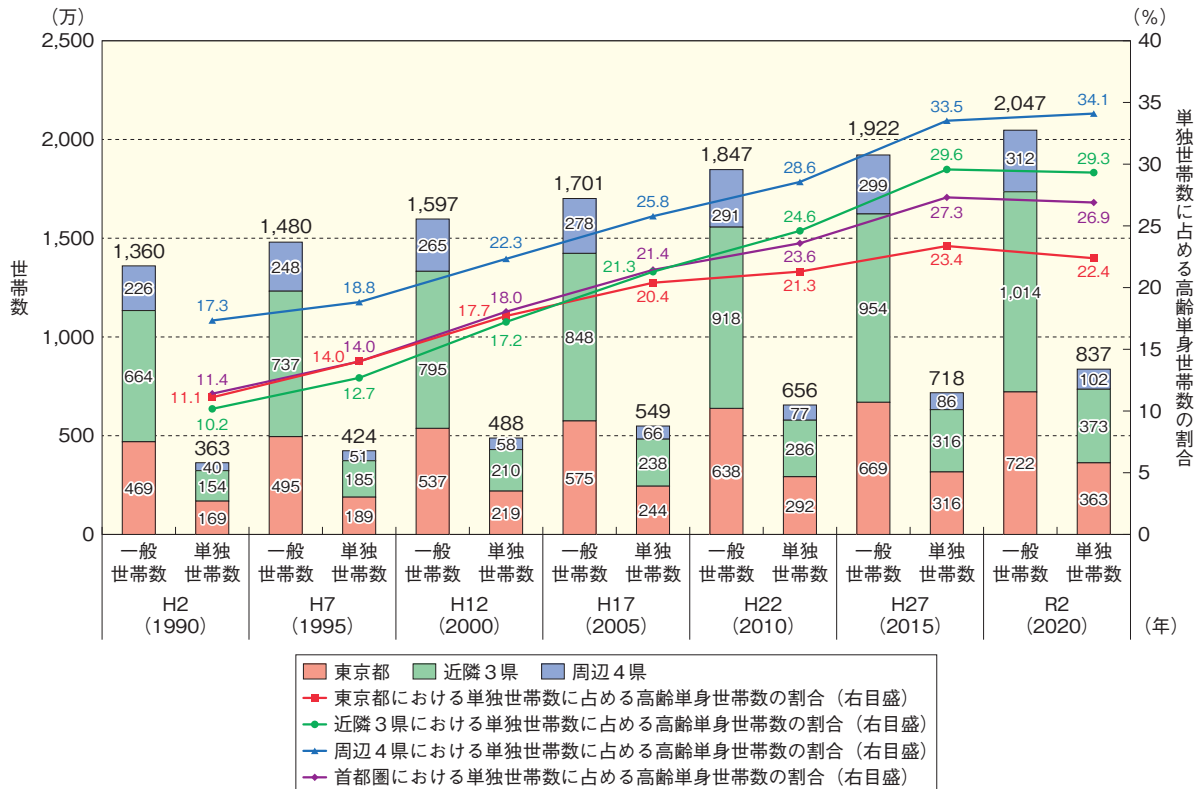
注2: 内訳の合計が一致しないのは、四捨五入の関係による。

資料: 総務省「国勢調査」(H7~H27は年齢不詳をあん分した人口、R2は不詳補完値による)、総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」を基に国土交通省国土政策局作成

(4) 首都圏の一般世帯数¹⁾

首都圏の一般世帯数は、令和2(2020)年は2,047万世帯で増加傾向にあり、特に東京都及び近隣3県における増加率が高い(図表1-4)。一般世帯数のうち、単独世帯数は837万世帯で、単独世帯数に占める高齢単身世帯数の割合は、平成27(2015)年まで増加していたが、令和2(2020)年は横ばい傾向となっている。

図表1-4 一般世帯数等の推移



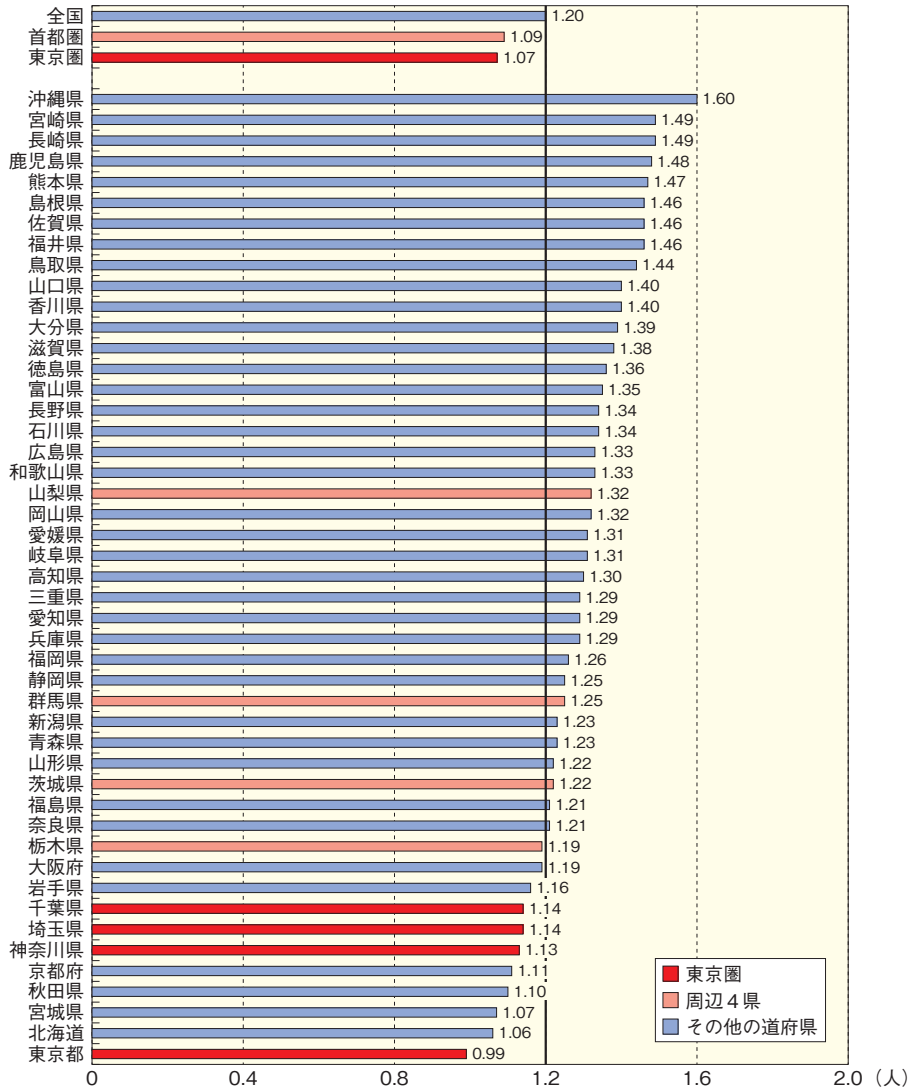
注1：各年10月1日現在
 注2：「単独世帯数」は世帯主の年齢が不詳であるものを含む。
 注3：内訳の合計が一致しないのは、四捨五入の関係による。
 資料：総務省「国勢調査」を基に国土交通省国土政策局作成

1) 以下のア、イ、ウのいずれかに該当するものであり、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。なお、「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所等の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者等から成る世帯をいう。
 ア) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。
 イ) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋等に下宿している単身者。
 ウ) 会社・団体・商店・官公庁等の寄宿舎、独身寮等に居住している単身者。

(5) 首都圏の少子化の状況

首都圏では、全国平均と比べて合計特殊出生率が低く、特に東京都は全国で最も低くなっている（図表1-5）。

図表1-5 合計特殊出生率（令和5（2023）年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」、総務省「人口推計」を基に国土交通省国土政策局作成

2. 居住環境の状況

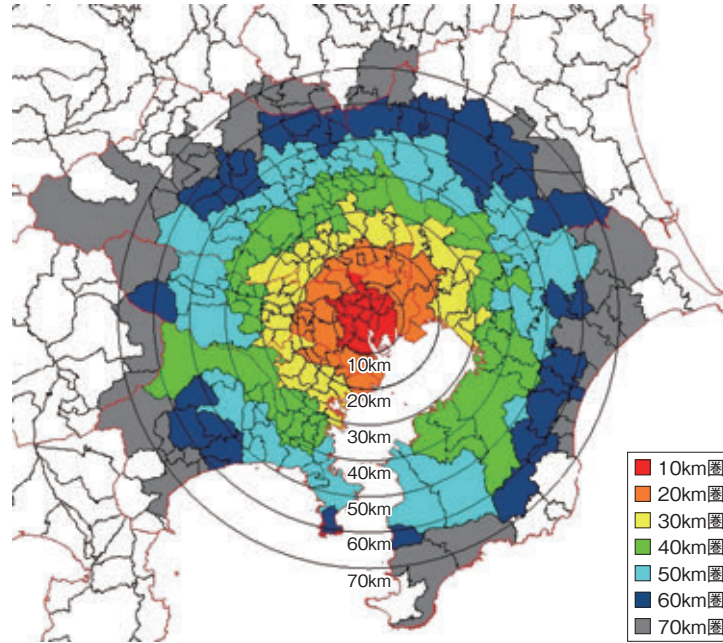
(1) 住宅供給の状況

(距離別の住宅供給の状況)

東京70km圏内の市区町村（図表1-6）における平成2（1990）年から令和6（2024）年までの累計着工戸数は約1,330万戸となっており、一戸建の持家（戸建持家）又は分譲住宅（戸建分譲）の戸建型が全体の36%である一方、共同建の貸家（共同貸家）又は分譲住宅（共同分譲）の共同型が57%と、共同型の占める割合が大きい（図表1-7）。

また、距離圏別の住宅型ごとのシェアを見ると、中心に近づくほど共同分譲や共同貸家のシェアが大きくなる一方、中心から遠ざかるほど戸建持家のシェアが大きくなる傾向にあり、令和6（2024）年では、10km圏における着工戸数の29.8%が共同分譲、56.0%が共同貸家となっている（図表1-8）。

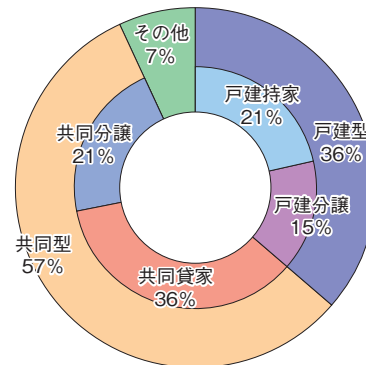
図表1-6 東京70km圏内の市区町村



資料：国土交通省

図表1-7 東京70km圏内の市区町村における利用関係・建て方別の累計住宅着工戸数（平成2（1990）年～令和6（2024）年の累計）

	単位（千戸）			
	一戸建	長屋建	共同建	合計
持家	2,856	26	42	2,924
貸家	75	607	4,731	5,413
給与住宅	12	6	136	153
分譲住宅	1,974	15	2,821	4,810
合計	4,916	654	7,730	13,300



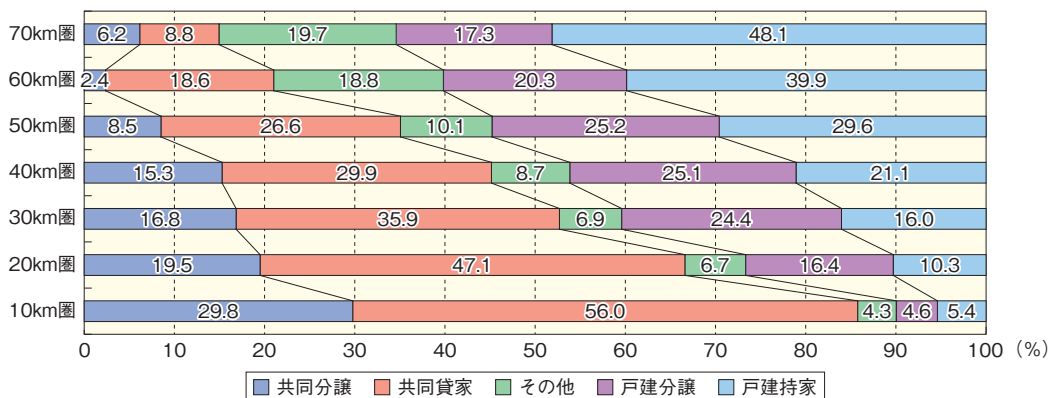
注1：「給与住宅」とは、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するものをいう。

注2：着色部を、右図中の「その他」の住宅型に分類した。

注3：内訳の合計が一致しないのは、四捨五入の関係による。

資料：国土交通省「建築着工統計調査」を基に国土交通省国土政策局作成

図表1-8 距離圏別の住宅型ごとの着工戸数シェア（令和6（2024）年）



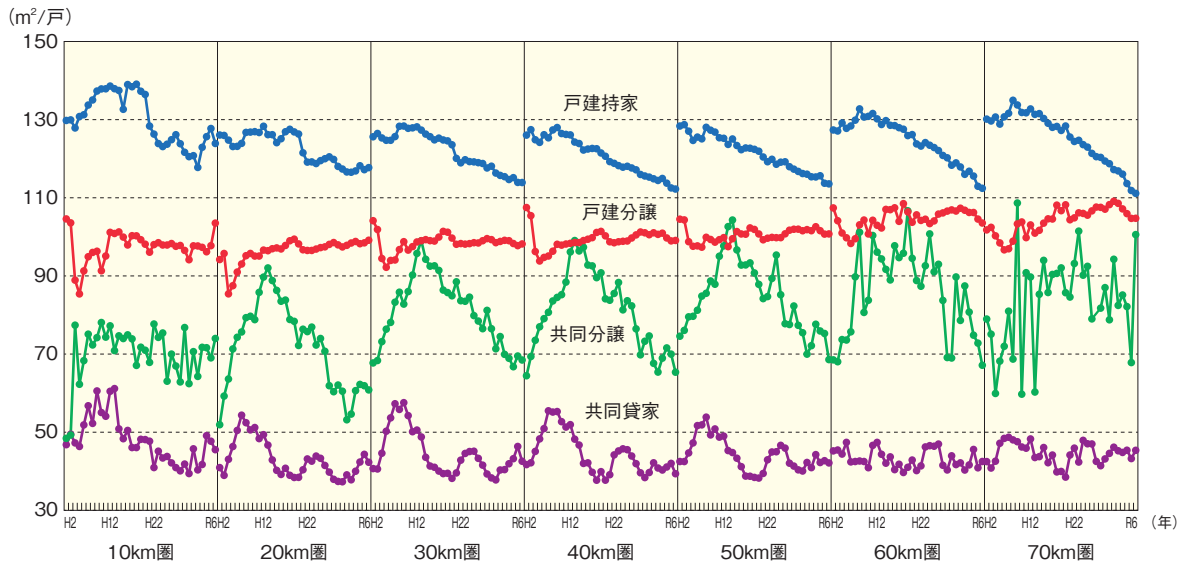
注：内訳の合計が100%とならないのは、四捨五入の関係による。

資料：国土交通省「建築着工統計調査」を基に国土交通省国土政策局作成

(住宅床面積の変化)

近年の首都圏の一戸当たりの住宅床面積を見ると、戸建持家は、20km～70km圏域ではおおむね減少傾向となっている。また、共同分譲は、平成26(2014)年と比較して令和6(2024)年は、20km～60km圏域で10%以上減少している。共同貸家は、全圏域で他の住宅型に比べて住宅床面積は最も小さく、令和6(2024)年は43㎡/戸程度となっている(図表1-9)。

図表1-9 距離圏別の住宅型ごとの住宅一戸当たり床面積の推移

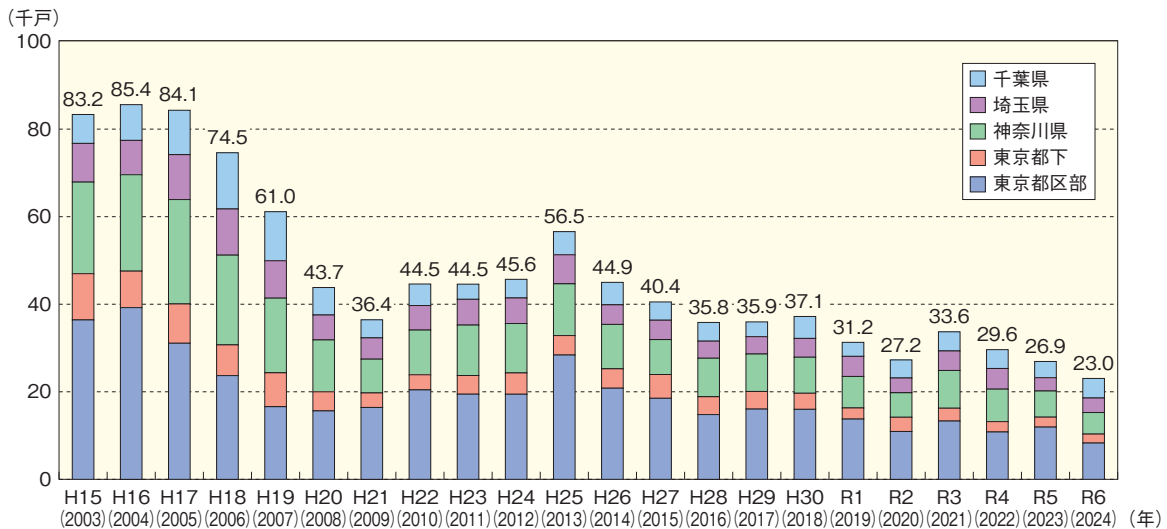


資料：国土交通省「建築着工統計調査」を基に国土交通省国土政策局作成

(分譲マンションの供給動向)

東京圏における分譲マンションの供給動向は、平成25(2013)年以降、おおむね減少傾向が続いており、令和6(2024)年は前年比で約3.9千戸減少し、23.0千戸であった(図表1-10)。

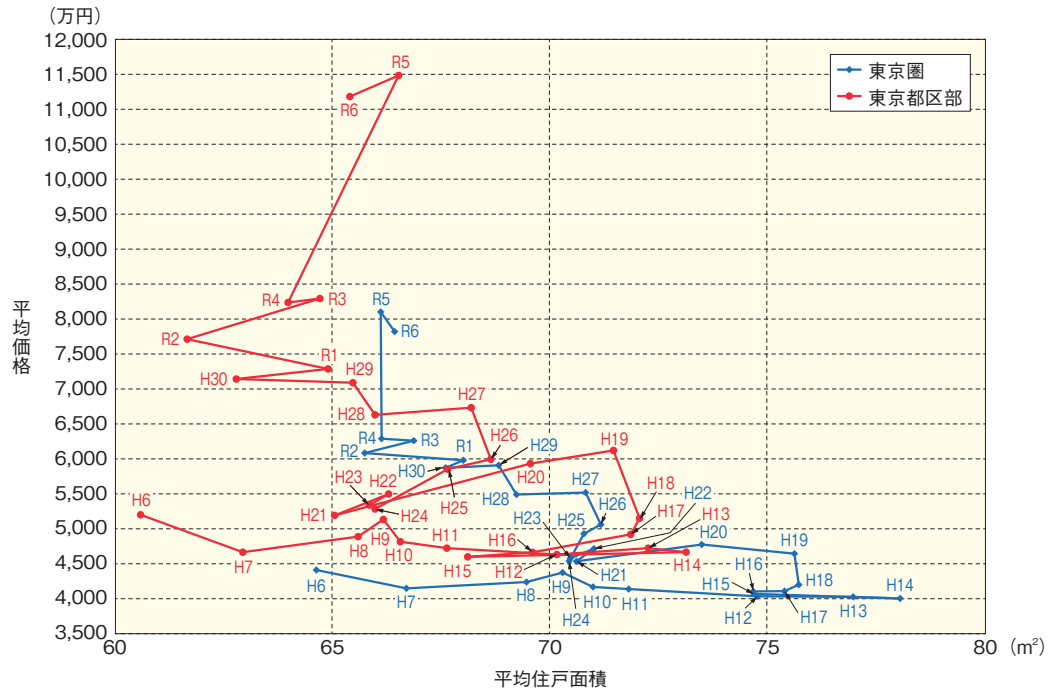
図表1-10 東京圏における分譲マンション供給戸数の推移



資料：株式会社不動産経済研究所資料 (<https://www.fudousankeizai.co.jp/mansion>) を基に国土交通省国土政策局作成

東京圏・東京都区部における分譲マンションの平均価格・平均住戸面積の推移を見ると、東京都区部では、令和6(2024)年は平均価格が大幅に上昇した令和5(2023)年から僅かに下落し、平均住戸面積は前年より縮小した。また、東京圏の平均価格は、大幅に上昇した令和5(2023)年から僅かに下落し、平均住戸面積は前年より僅かに拡大した(図表1-11)。

図表1-11 東京圏・東京都区部の分譲マンション平均価格・平均住戸面積の推移



資料：株式会社長谷工総合研究所「CRI」を基に国土交通省国土政策局作成

今後、建築後に相当の年数を経た分譲マンション等の急増が見込まれる中、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)を活用した建替え事業は、首都圏で令和6(2024)年3月までに105件の実績となっている。

維持管理の適正化に当たっては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)が一部改正され、令和4(2022)年4月に施行された。マンション管理適正化推進計画の作成状況について、令和6(2024)年12月末時点で作成済みと回答した首都圏の地方公共団体は、8都県及び162市区となっている。

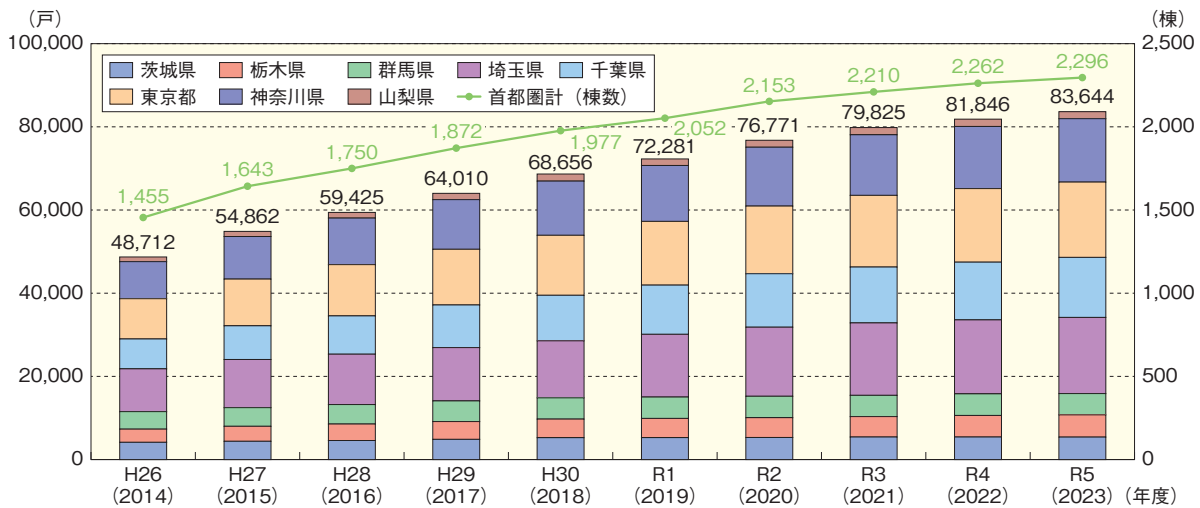
また、東京都では、分譲マンションの管理不全を予防し適正な管理を促進するため、令和2(2020)年4月から「管理状況届出制度」を開始しており、届出義務のあるマンションの管理組合からの届出数は、令和6(2024)年3月末時点で10,665件(約94%)となっている。

(高齢者向け住宅等の供給状況)

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯の居住の安定を確保することが重要な課題となっている。バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給も進められ、首都圏の登録状況は増加傾向にあり、令和5(2023)年度は2,296棟、83,644戸が登録されている(図表1-12)。

令和6(2024)年6月には、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年法律第43号)が公布された。単身世帯の増加、持ち家率の低下等により、高齢者を含む住宅確保要配慮者などの賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることを見込まれる一方、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居は大家の拒否感が大きい傾向にある。このため、本改正法では賃貸人と住宅確保要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備や、居住支援法人等が入居中のサポートを行う賃貸住宅の供給促進、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化に向けた施策が盛り込まれている。

図表1-12 サービス付き高齢者向け住宅の登録状況の推移



注：各年度の数値は3月末時点
資料：一般社団法人高齢者住宅協会「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」を基に国土交通省国土政策局作成

(2) 居住環境の整備 (良好な都市景観の創出)

良好な景観形成への取組を総合的かつ体系的に推進するため制定された景観法(平成16年法律第110号)においては、景観行政団体²⁾が景観計画を策定することができるとされており、首都圏では、191の景観行政団体のうち166団体が景観計画を策定している(令和5(2023)年度末時点)。

令和6(2024)年度の都市景観大賞(主催:「都市景観の日」実行委員会)では、公共的空間と建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、それを市民が十分に活用することによって、地域の活性化が図られている地区を対象にした「都市空間部門」において、「汐留イタリア街地区(東京都港区)」が特別賞に選ばれた(図表1-13)。

2) 景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体。具体的には政令指定都市・中核市及び都道府県と協議・同意した市町村、それ以外の地域では都道府県を指す。

図表1-13 汐留イタリヤ街地区（東京都港区）の概要

汐留イタリヤ街地区は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）の線路沿いに位置する約5.6haの元流通業務系市街地で、日本国有鉄道の民営化に伴い旧汐留貨物駅周辺区域に編入される形で、平成4（1992）年に汐留地区土地区画整理事業（東京都施行）が決定された。地権者で組織された汐留地区対策協議会（特定非営利活動法人コムーネ汐留の前身）は、平成10（1998）年に生活再建を念頭に中心広場を囲む汐留イタリヤ街の構想をまとめた。

土地区画整理事業で東京都により石畳の中心広場（汐留西公園）と道路が整備され、街並み誘導型地区計画の下で広場空間を取り囲む個性豊かな街並みが実現した。

その後、コムーネ汐留は平成20（2008）年から「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づき、新築建物から屋外広告物までデザイン調整を行うとともに、港区と公共施設管理協定を締結して協働で清掃、路面補修、植栽管理等も行い、景観の創出だけでなく維持にも取り組んでいる。

当地区は、撮影地としても人気があり、コムーネ汐留はその管理も担ってきた。また、中心広場の活用は、地元汐留町会との協働で、イベントの定期開催だけでなく、地域の賑わいと交流を促す場を創出している。



中心広場（汐留西公園）と外周道路を囲むシンボル施設と色彩豊かな街並み。

資料：「都市景観の日」実行委員会「令和6年度都市景観大賞受賞概要 都市空間部門」

（教育・文化・スポーツ施設の整備）

学校は、児童生徒等の学習・生活の場であり、生涯学習活動や高齢者をはじめとする地域住民の交流など多様な活動の拠点であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たしている。このため、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進するとともに、学校施設の耐震化や長寿命化の取組が推進されている。

また、人口減少等に伴う社会の要請の変化や多様なニーズに対応するため、地域の歴史や特色を生かした公民館、図書館、博物館等の機能強化・多様化や効果的な活用のあり方が検討されている。

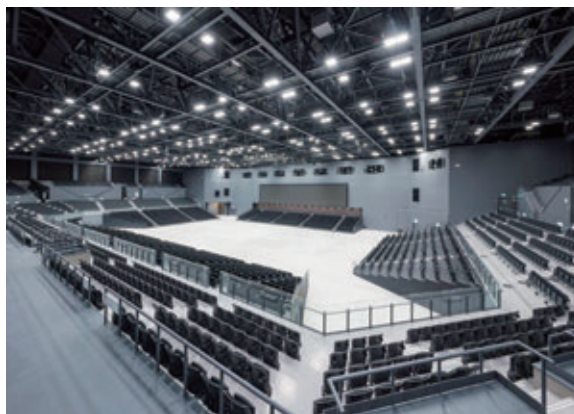
スポーツ施設について、スポーツ庁・経済産業省は、まちづくりや地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指す「スタジアム・アリーナ改革」に取り組んでおり、全国のモデル施設となる「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」を選定している。選定施設の一つである横浜市の「横浜BUNTAI」が令和6（2024）年4月に開館した（図表1-14）。「横浜BUNTAI」は、大規模な大会やコンサートなどの興行利用にも対応した多目的アリーナ施設である。令和2（2020）年に先行して開館した横浜武道館など周辺施設との連携により、横浜の新たなスポーツ・文化の発信地となるとともに、様々な興行利用を積極的に図り、関内駅周辺地区の賑わい創出の核となることを目指している。

図表1-14 横浜BUNTAI

横浜BUNTAIの外観



アリーナ



資料：横浜市提供

（保健・医療・福祉施設の整備）

首都圏における医療施設について、人口10万人当たりで見ると、令和5（2023）年の施設数は144か所となっており、全国平均の145か所とほぼ同水準となっている一方、病院病床数では917床と全国平均の1,191床を大きく下回っており、特に、東京都は891床、近隣3県は859床とその傾向が顕著である³⁾。

同様に首都圏における社会福祉施設等については、人口10万人当たりで見ると、令和5（2023）年の56か所、定員数は2,952人と、全国平均の63か所、3,028人を下回っている。そのうち老人福祉施設については、65歳以上人口10万人当たりで見ると、全国平均の14か所、432人に対し、首都圏は11か所、263人と大きく下回っている⁴⁾。

（3）再開発等の推進

都市における土地の合理的かつ健全な高度利用や公共施設の整備改善等を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の事業が進められている。平成30（2018）年度から令和4（2022）年度の5年間の推移を見ると、首都圏において土地区画整理事業地区数（施行済みの地区を含む。）は約2.0%増加し、市街地再開発事業地区数（施行済みの地区を含む。）は約19.2%増加している（図表1-15）。

図表1-15 再開発等事業地区数推移

	土地区画整理事業		市街地再開発事業	
	H30(2018)年度	R4(2022)年度	H30(2018)年度	R4(2022)年度
首都圏計	2,990	3,050	443	528
東京都	464	480	239	270
近隣3県	1,626	1,654	160	209
周辺4県	900	916	44	49

注：各年度における調査時点は3月31日現在のもの。

資料：国土交通省「都市計画現況調査」を基に国土交通省国土政策局作成

3) 厚生労働省「医療施設調査」を基に国土交通省国土政策局算出

4) 厚生労働省「社会福祉施設等調査」、総務省「人口推計」を基に国土交通省国土政策局算出

今後のまちづくりにおいては、人口の急激な減少と高齢化を考慮し、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通を活用してこれらの生活利便施設等にアクセスできるようにする「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方が重要となる。このため、平成26(2014)年に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設された。令和6(2024)年7月末時点で、全国で585の市町村、首都圏では126の市町村が立地適正化計画を作成・公表している。

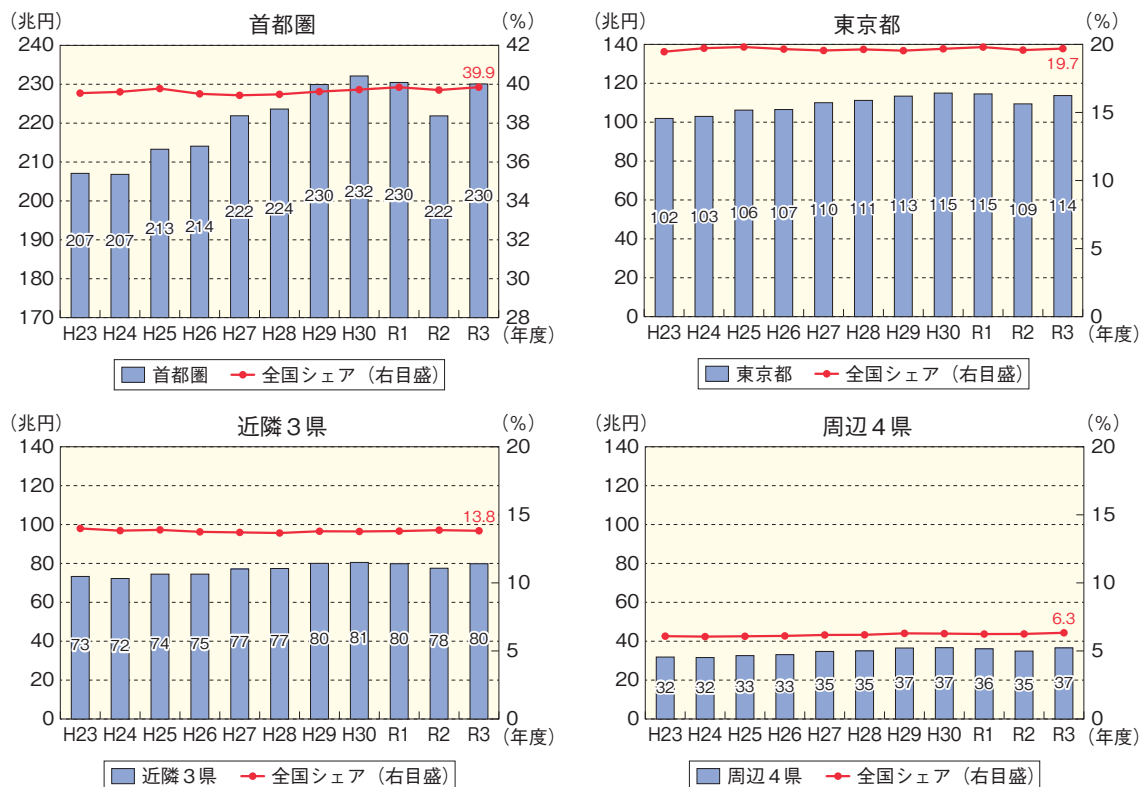
3. 産業機能の状況

(1) 首都圏の経済状況

首都圏における県内総生産（名目）の合計は、平成23(2011)年度以降はおおむね増加傾向にある。令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響により減少したが、令和3(2021)年度は前年から増加しており、いずれの圏域においても同様の傾向が見られる（図表1-16）。

また、全国各都道府県の県内総生産（名目）の合計に対する首都圏のシェアは39.9%を占めており、特に東京都の割合が高く、首都圏のシェアの約半分を占めている。

図表1-16 県内総生産（名目）と全国シェア



資料：内閣府「県民経済計算」を基に国土交通省国土政策局作成

人口一人当たりの県内総生産（実質）の都道府県別の順位（令和3(2021)年度）を見ると、全国1位は東京都（783.7万円/人）であり、2位の愛知県（541.9万円/人）と比較しても、約1.4倍の高い水準にある（図表1-17）。一方、平成28(2016)年度から令和3(2021)年度までの間における東京都の人口増加率は全国1位と高いものの、県内総生産（実質）の成長率は35位、人

口一人当たりの県民所得の伸び率は33位であり、人口増加に比べて経済成長は低い水準にある。

図表1-17 都道府県別一人当たり県内総生産（実質）、人口増加率、県内総生産（実質）成長率、一人当たり県民所得伸び率

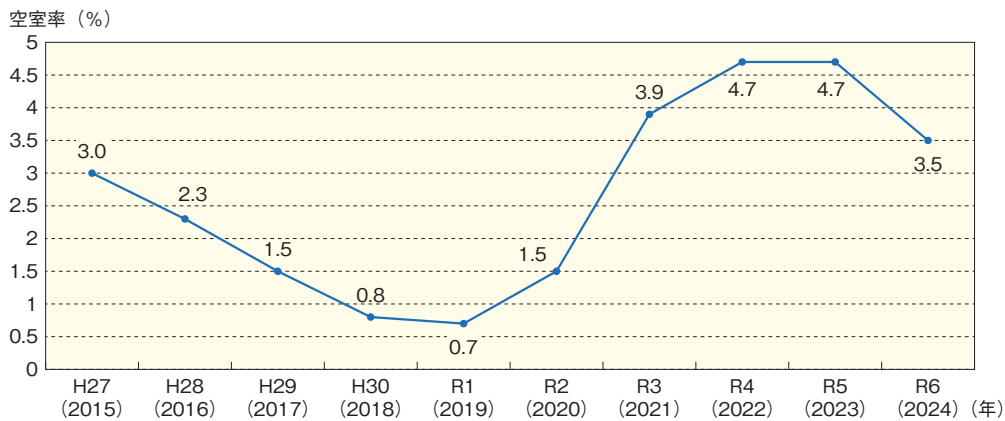
一人当たり県内総生産（実質） （2021）（万円/人）	県内人口の増加率 （2016→2021）	県内総生産（実質）の成長率 （2016→2021）	一人当たり県民所得の伸び率 （2016→2021）
1 東京都 783.7	1 東京都 2.7%	1 福井県 10.7%	1 山梨県 15.4%
2 愛知県 541.9	2 沖縄県 1.9%	2 山梨県 10.5%	2 青森県 12.6%
3 茨城県 504.9	3 神奈川県 0.9%	3 茨城県 8.1%	3 茨城県 9.2%
4 三重県 500.9	4 埼玉県 0.7%	4 大分県 8.0%	4 熊本県 8.5%
5 滋賀県 496.8	5 千葉県 0.5%	5 佐賀県 6.6%	5 大分県 8.0%
：	：	：	：
		35 東京都 -0.9%	33 東京都 0.0%
		：	：
全国 452.5	全国 -1.2%	全国 0.6%	全国 1.5%

資料：内閣府「県民経済計算」を基に国土交通省国土政策局作成

（2）首都圏のビジネス環境等 （オフィスの需給動向）

東京都区部の賃貸オフィスの空室率を見ると、令和元(2019)年までは企業の業績回復等に伴い低下する傾向にあり、令和元(2019)年は0.7%と非常に低い状況にあった（図表1-18）。新型コロナウイルスの感染拡大に伴うテレワーク拡大によるオフィス面積の見直し等の影響もあり、令和2(2020)年より上昇に転じていたが、令和6(2024)年は再度低下し、3.5%となった。

図表1-18 東京都区部の賃貸オフィスの空室率の推移



注：各年第4四半期時点

資料：シービーアールイー株式会社「ジャパンオフィスマーケットビュー」を基に国土交通省国土政策局作成

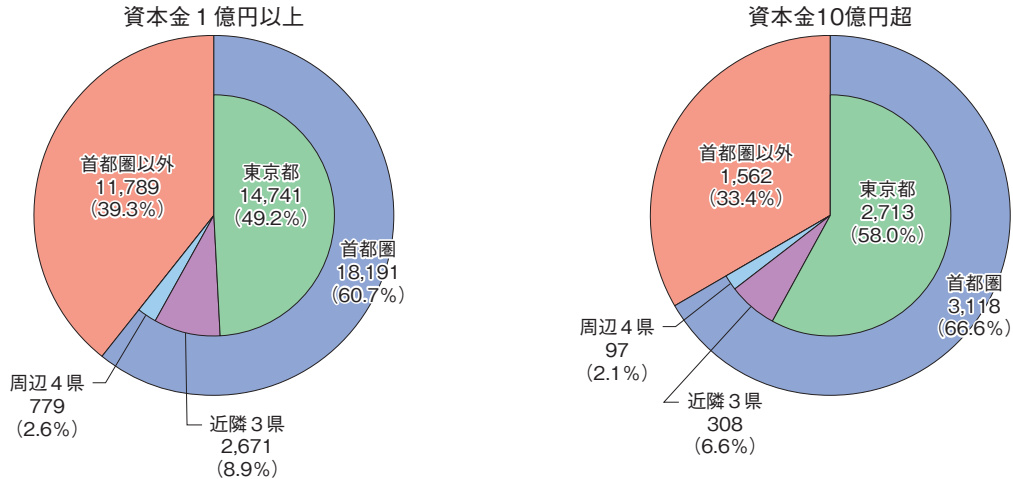
（内国法人の立地状況）

資本金1億円以上の普通法人⁵⁾の立地状況を見ると、首都圏が18,191社で全国（29,980社）の

5) 普通法人：内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）のうち、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格なき社団等以外の法人

60.7%を占め、特に、東京都が14,741社と全国の49.2%を占めている（図表1-19）。また、資本金10億円超の普通法人の立地状況を見ると、首都圏が3,118社で全国（4,680社）の66.6%を占め、特に、東京都が2,713社と全国の58.0%を占めており、東京都に立地が集中している状況がわかる。

図表1-19 普通法人数（令和4（2022）年度）



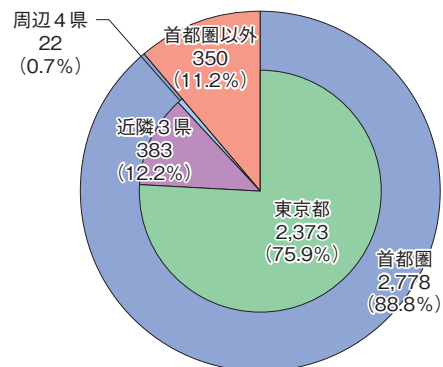
資料：国税庁「国税庁統計年報」を基に国土交通省国土政策局作成

（外資系企業の立地状況）

外資系企業の我が国における本社の立地状況を見ると、令和5（2023）年度末には全国の3,128社の約89%に当たる2,778社が首都圏に立地しており、高い割合を占めている（図表1-20）。このうち東京都が占める割合は非常に高く、首都圏に立地する外資系企業の約85%に当たる2,373社が東京都に所在している。

以上のように、内国法人、外資系企業ともに、その立地が東京都に集積している状況を踏まえ、平成27（2015）年度には、東京都区部からの企業の本社機能の移転や、地方での企業の本社機能の拡充を促進する「地方拠点強化税制」が創設され、令和7（2025）年2月末までに755件（内訳 移転型事業73件、拡充型事業682件）の事業が認定を受けている。本税制については、令和6（2024）年度税制改正において、制度の適用期限が令和8（2026）年3月末まで2年間延長されるとともに、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出を図るため、税制の対象に子育て施設の追加等が行われている。

図表1-20 外資系企業数（令和5（2023）年度）



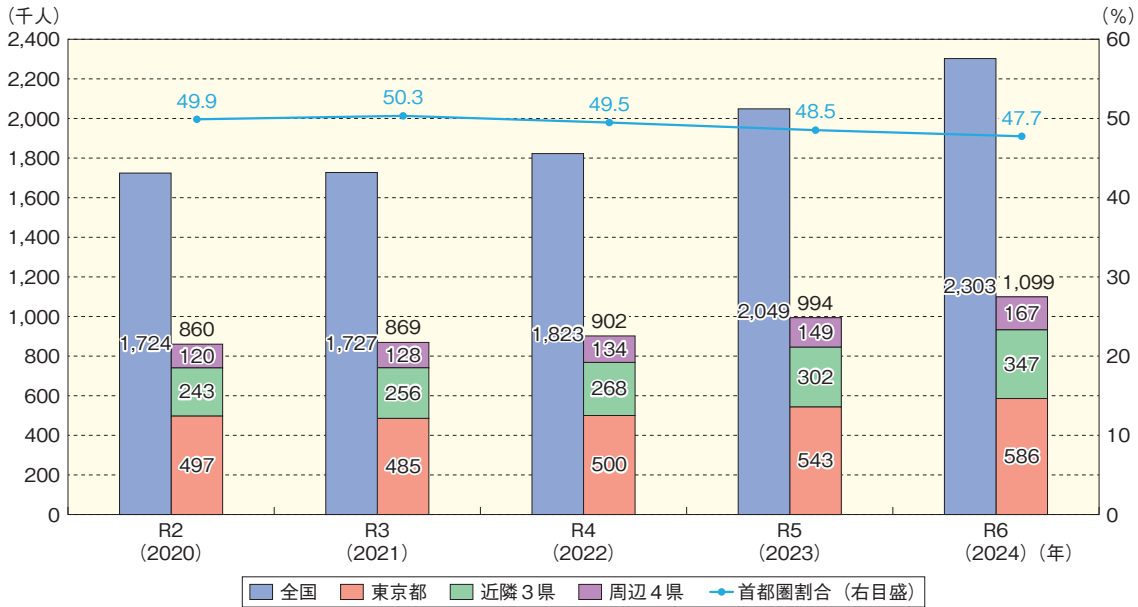
注：数値は原則資本金5,000万円以上かつ外資の比率が49%以上の企業数

資料：株式会社東洋経済新報社「外資系企業総覧」を基に国土交通省国土政策局作成

（外国人労働者の動向）

首都圏における外国人労働者数は近年継続して増加している。令和6（2024）年には約110万人となっており、そのうち東京都が5割以上を占めている。また、全国の外国人労働者数のうち、首都圏の占める割合は、近年5割程度で推移している（図表1-21）。

図表1-21 外国人労働者数の推移



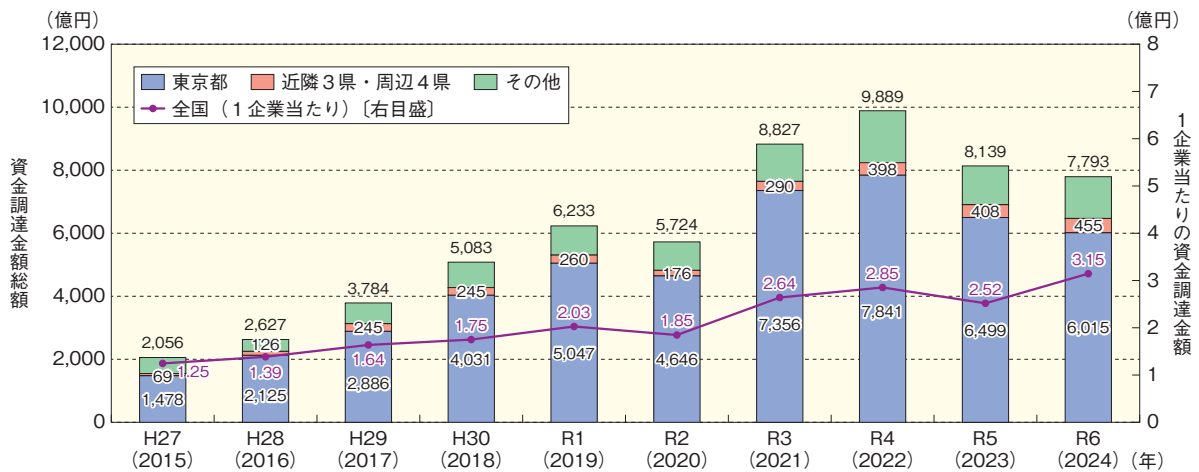
注：各年の数値は10月末時点

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめを基に国土交通省国土政策局作成

(イノベーションの動向)

都市のイノベーション創出環境に関する指標と考えられるスタートアップ企業の資金調達状況を見ると、東京都の企業の状況は令和4(2022)年まではおおむね増加傾向にあったが、令和5(2023)年から減少傾向にあり、令和6(2024)年の調達額は6,015億円となっている(図表1-22)。なお、全国に占める割合は東京都の企業が約8割を占めている。

図表1-22 スタートアップ企業の資金調達金額及び全国の1企業当たりの資金調達金額の推移



注1：各年の値は、集計時点(令和7年1月20日)までに観測されたものが対象

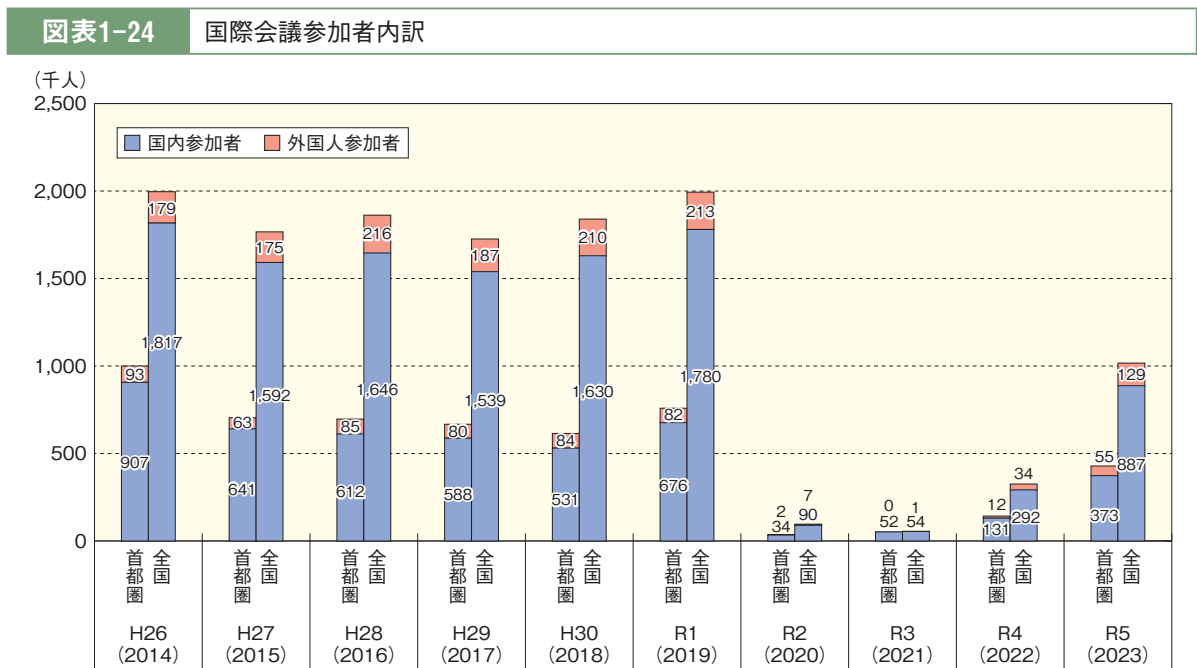
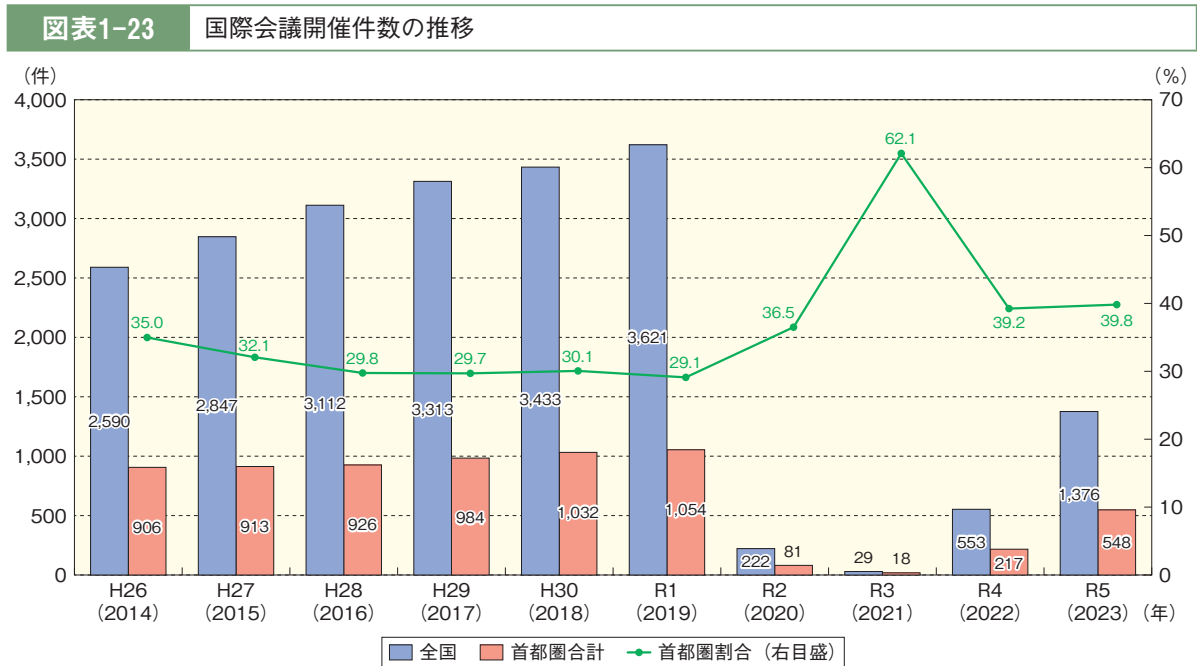
注2：データの特性上、調査進行により過去含めて数値が変動する。調査進行による影響は金額が小さい案件ほど受けやすく、直近年ほど受けやすい。

資料：スピーダ、「2024年 Japan Startup Finance 一国内スタートアップ資金調達動向」を基に国土交通省国土政策局作成

(国際会議の開催状況)

国際会議の開催件数は、新型コロナウイルスの影響を受けて令和2(2020)年に全国的に大きく減少した。首都圏においても令和2(2020)年に大幅に減少しており、令和5(2023)年は前年から増加したものの、令和元(2019)年の5割程度にとどまっている(図表1-23)。首都圏における国際

会議の参加者数も令和2(2020)年は大幅に減少し、令和3(2021)年以降は増加傾向にあるものの、令和5(2023)年は令和元(2019)年の6割程度にとどまっている(図表1-24)。



注1：国際会議の選定基準は、国際機関・国際団体（各国支部を含む）又は国家機関・国内団体（各々の定義が明確ではないため民間企業以外は全て）が主催する会議で参加者総数が50名以上、参加国が日本を含む3カ国以上及び開催期間が1日以上のものである。

注2：外国人参加者数には、会議出席を目的に来日した会議代表、オブザーバー、同伴家族を含む。ただし、報道関係者、在日外国人（留学生を含む）は含まない。

注3：一つの会議が複数の都市にまたがって開催された場合、それぞれの都市に計上しているため、参加者数は、実際の参加者数の総数よりも多くなっている場合がある。

資料：日本政府観光局「JNTO国際会議統計」を基に国土交通省国土政策局作成

(大学・大学院の動向)

首都圏における大学・大学院の動向について見ると、令和6(2024)年度の大学・大学院数は274校となっている(図表1-25)。また、大学・大学院学生数は前年度から5,029人の増加となっており、特に東京都では9,000人以上増加している。

図表1-25 大学・大学院数及び学生数（令和6（2024）年度）

	大学・大学院数		大学・大学院学生数	
	実数（校）	対前年増減	実数（人）	対前年増減
全国	813	3	2,949,795	4,196
首都圏合計	274	0	1,307,785	5,029
茨城県	11	0	37,083	939
栃木県	9	0	23,221	-30
群馬県	15	0	29,358	-1,235
埼玉県	27	-1	108,667	-4,090
千葉県	27	0	118,192	-907
東京都	145	1	784,700	9,695
神奈川県	33	0	189,489	589
山梨県	7	0	17,075	68

注1：「大学・大学院数」については、大学本部の所在地による。
 注2：「大学・大学院学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による。
 資料：文部科学省「学校基本調査報告書（高等教育機関）」を基に国土交通省国土政策局作成

東京23区内の大学等の学生の収容定員の増加が進むと、東京一極集中の加速化等が懸念されることから、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）に基づき、平成30(2018)年10月から令和10(2028)年3月までの間、東京23区内の大学等の学部等について、スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置等の例外的な場合を除き、学生の収容定員を増加させてはならないこととされている。

一方で、同法附則の規定に基づき見直しが行われ、令和5（2023）年6月には「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」を一部改正し、東京23区内の定員増加抑制について、産業界からのニーズが極めて高い高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科に限定し、一定の要件のもと、限定的な例外措置が設けられた。

（3）首都圏における各産業の動向

（製造業の動向）

令和5（2023）年における首都圏の製造業の動向について見ると、事業所数は62,964件で全国の28.2%、従業者数は約199万人で全国の25.7%であり、それぞれの全国シェアは、首都圏の人口の全国シェア（35.6%）よりも、いずれも低い状況となっている（図表1-26）。ただし、周辺4県においては、事業所数、従業者数のいずれも、各県の人口の全国シェアを超える状況となっている。

図表1-26 製造業の事業所数等

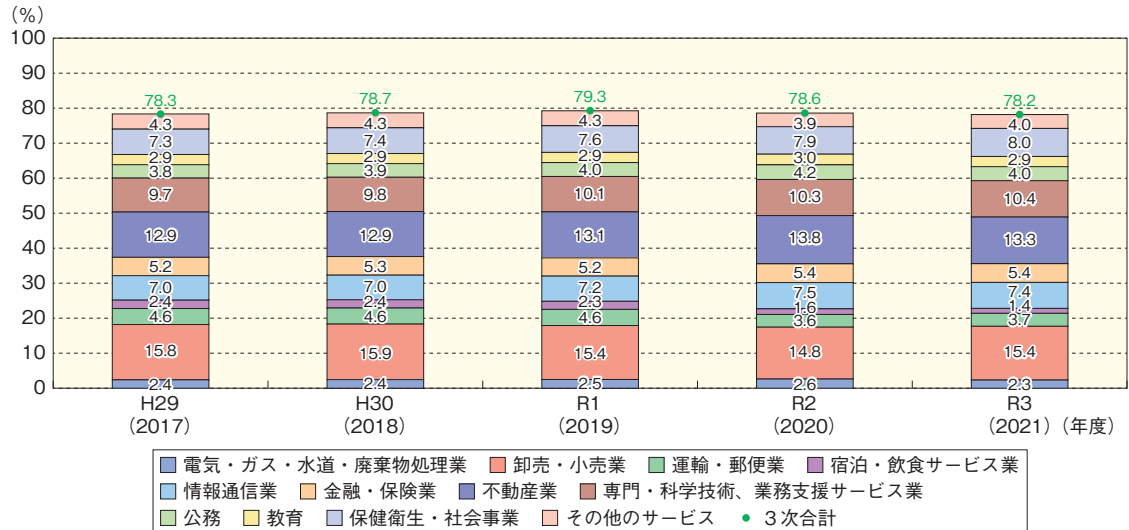
	事業所数（R5）		従業者数（R5）		製造品出荷額等（R4）		人口（R5）	
	実数（件）	全国シェア（%）	実数（人）	全国シェア（%）	金額（百万円）	全国シェア（%）	推計数（千人）	全国シェア（%）
全国	223,391	100.0	7,751,935	100.0	361,774,867	100.0	124,352	100.0
首都圏合計	62,964	28.2	1,993,186	25.7	94,012,888	26.0	44,323	35.6
茨城県	5,717	2.6	277,608	3.6	14,859,573	4.1	2,825	2.3
栃木県	4,879	2.2	201,306	2.6	9,478,322	2.6	1,897	1.5
群馬県	5,733	2.6	221,123	2.9	9,562,364	2.6	1,902	1.5
埼玉県	13,252	5.9	385,746	5.0	14,799,788	4.1	7,331	5.9
千葉県	5,956	2.7	210,821	2.7	15,892,538	4.4	6,257	5.0
東京都	15,400	6.9	264,693	3.4	8,283,779	2.3	14,086	11.3
神奈川県	9,911	4.4	357,750	4.6	18,231,778	5.0	9,229	7.4
山梨県	2,116	0.9	74,139	1.0	2,904,746	0.8	796	0.6

注1：個人経営を除く事業所
 注2：事業所数、従業者数は令和5（2023）年6月1日時点、製造品出荷額等は令和4（2022）年1月～12月実績
 注3：人口は令和5（2023）年10月1日時点
 資料：総務省・経済産業省「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」、総務省「人口推計」を基に国土交通省国土政策局作成

(第3次産業の動向)

首都圏の圏域総生産（名目）に占める第3次産業のシェアを見ると、令和3（2021）年度において全体の78.2%と大きなウエイトを占めている（図表1-27）。このうち、卸売・小売業が圏域総生産の15.4%を占めており、また、前年度と比較すると、特に卸売・小売業のシェアが増加している。

図表1-27 首都圏の圏域総生産（名目）における第3次産業のシェア



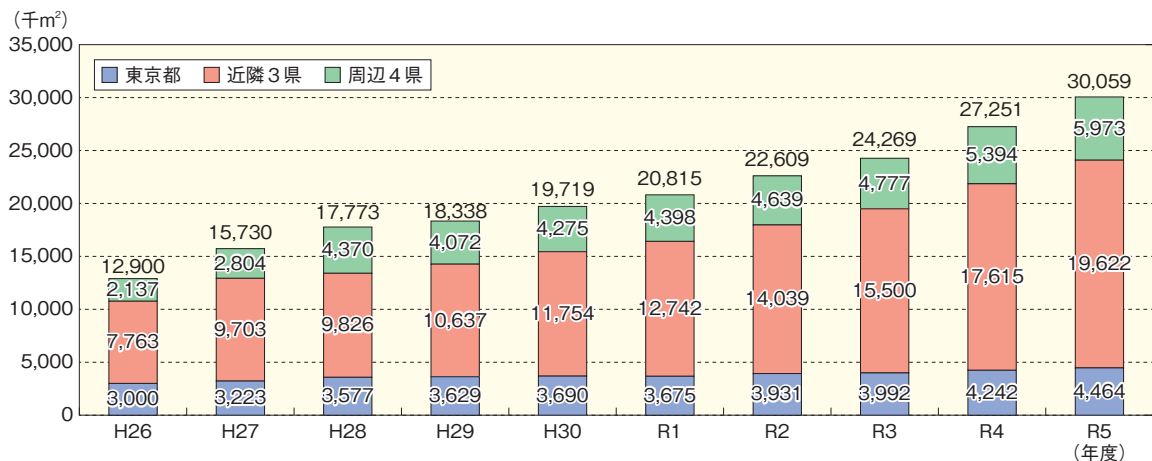
資料：内閣府「県民経済計算」を基に国土交通省国土政策局作成

(物流拠点の整備状況)

東京圏には、成田国際空港（成田空港）、東京国際空港（羽田空港）、京浜港など我が国を代表する広域物流拠点が存在している。後背圏には大きな人口・産業を抱えており、これらの広域物流拠点に加え、高規格道路をはじめとした道路網の沿線等では、大型物流施設の整備も見られている。

首都圏に所在する普通倉庫の所管面積を見ると、平成26(2014)年度には約1,290万㎡であったのに対し、令和5(2023)年度は約3,006万㎡と約2.3倍となっており、特に近隣3県及び周辺4県における伸びが大きくなっている（図表1-28）。

図表1-28 首都圏における普通倉庫の所管面積の推移



注1：各年度の第1四半期実績

注2：普通倉庫のうち、1～3類倉庫の所管面積の合計

資料：国土交通省「倉庫統計季報」を基に国土交通省国土政策局作成

令和6(2024)年9月、株式会社ビームスは、東京都江東区の新たな物流拠点「ビームスウエアステーション」を稼働させた(図表1-29)。移転に際し、延床面積を移転前の2倍程度(約9,000坪)に拡張するとともに、将来の国内労働市場における生産年齢人口減少を見据え、自律型ケースハンドリングロボットシステムなど、複数の先端自動化システムを新たに導入している。

図表1-29 ビームスウエアステーション

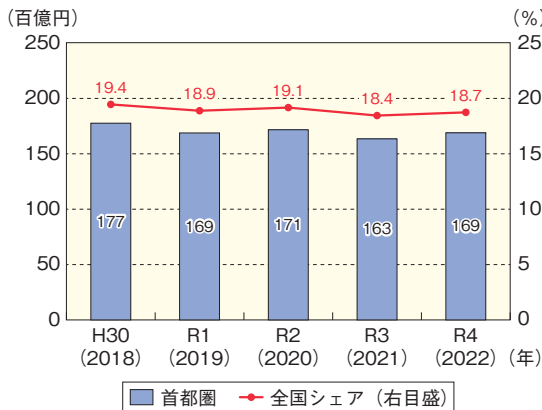


資料：株式会社ビームス提供

(農業の動向)

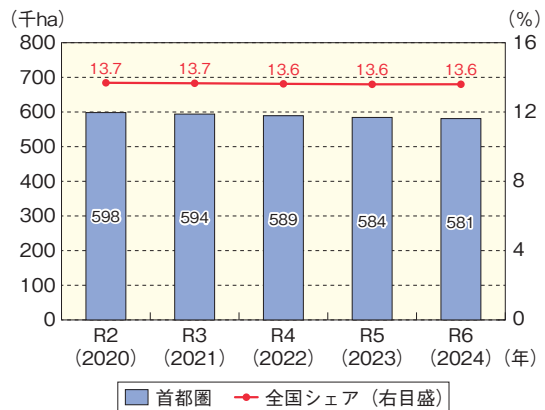
首都圏の農業は、世界最大規模の消費地に近いという優位性があり、令和4(2022)年において、茨城県は全国3位と、全国有数の農業産出額となっており、同年の首都圏全体の農業産出額は全国の約2割を占める(図表1-30)。令和6(2024)年の東京都中央卸売市場における野菜総取扱高の約4割が首都圏にて産出されており、大消費地への新鮮で安全な農産物の供給という重要な役割を果たしている。しかしながら、都市化の影響を受け、耕地面積は漸減傾向にあり(図表1-31)、食料の安定供給に向けて限りある農地を有効に利用するため、荒廃農地の再生利用に向けた取組が実施されている。首都圏では、再生利用可能な荒廃農地が令和5(2023)年度は約2.3万haにのぼる中、1,874haの荒廃農地が再生利用されている⁶⁾。

図表1-30 農業産出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」を基に国土交通省国土政策局作成

図表1-31 耕地面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」を基に国土交通省国土政策局作成

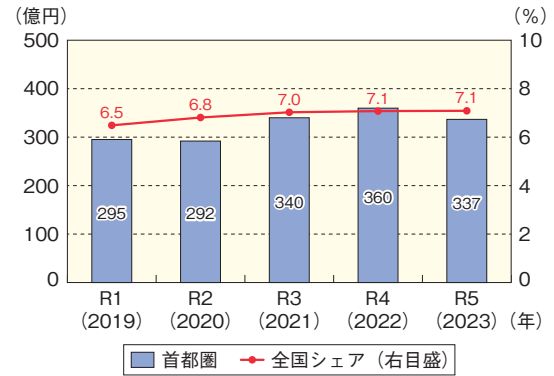
6) 農林水産省「令和5年度の荒廃農地面積について」を基に国土交通省国土政策局算出

(林業の動向)

首都圏の林業は、令和5(2023)年の林業産出額が約337億円で全国の約7%となっており(図表1-32)、なかでも茨城県、栃木県、群馬県の3県で首都圏全体の約80%を産出している。

首都圏では、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県において、森林の整備を主な目的とした各県独自の税制が導入されており、公益的機能を発揮する森づくり等が進められている。

図表1-32 林業産出額の推移



資料：農林水産省「林業産出額」を基に国土交通省国土政策局作成

(水産業の動向)

首都圏の水産業は、令和4(2022)年の漁業産出額(海面漁業・養殖業)が約703億円であり、前年に比べて約41億円の増加となっている⁷⁾。

(中央卸売市場の動向)

首都圏は、我が国最大の生鮮食料品等の消費地である。卸売市場は、消費者ニーズの多様化や大型需要者ニーズの増大等に応え、生鮮食料品等を安定的に供給していく役割を担っている。

平成30(2018)年に改正された卸売市場法(昭和46年法律第35号)に基づく新たな基本方針に即した生鮮食品等の公正な取引の場として、令和6(2024)年4月1日時点で、首都圏の16市場が中央卸売市場として認定されており、各市場において流通の効率化や国内外の需要への対応等の観点から整備が進められている。

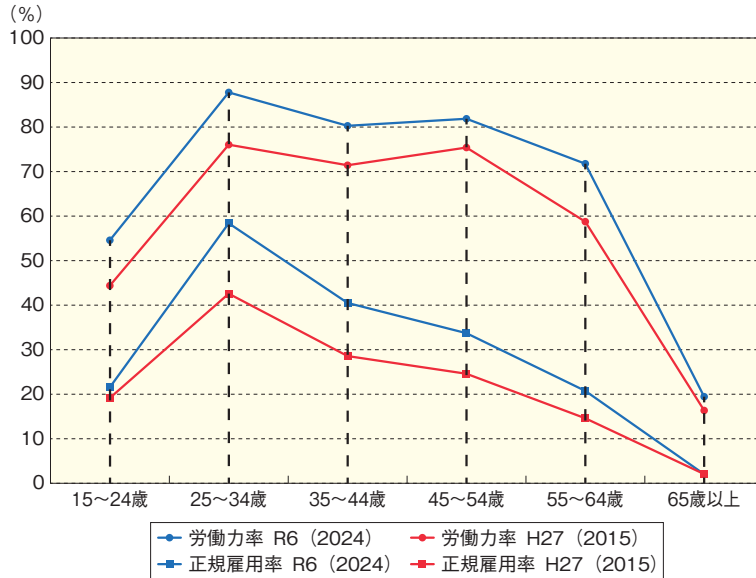
4. 女性・高齢者等の社会への参加可能性を開花させる環境づくり

(1) 女性の活躍の促進

我が国の女性の労働力率は、結婚・出産を機に減少する緩やかなM字カーブを描いていたが、近年は先進諸国で見られる台形に近づきつつある。関東甲信地方における令和6(2024)年の女性の労働力率は、平成27(2015)年と比べて全年齢階層で上昇しており、M字カーブの谷となる35~44歳の労働力率も80.3%と上昇している(図表1-33)。また、国内では、女性の正規雇用率が20代後半から30代前半でピークを迎えた後、低下が見られるという課題(いわゆるL字カーブ)もあり、関東甲信地方においても同様の傾向が見られている。

7) 農林水産省「令和4年漁業産出額」を基に国土交通省国土政策局算出

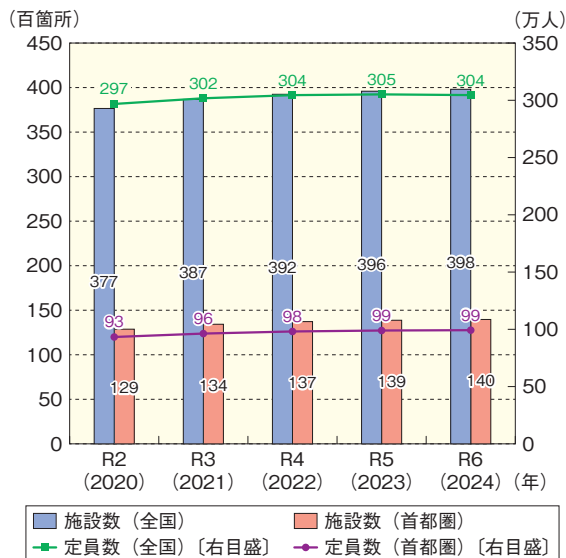
図表1-33 関東甲信地方の年齢階層別の女性の労働力率及び正規雇用率



注：関東甲信地方は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県を含む。
資料：総務省「労働力調査」を基に国土交通省国土政策局作成

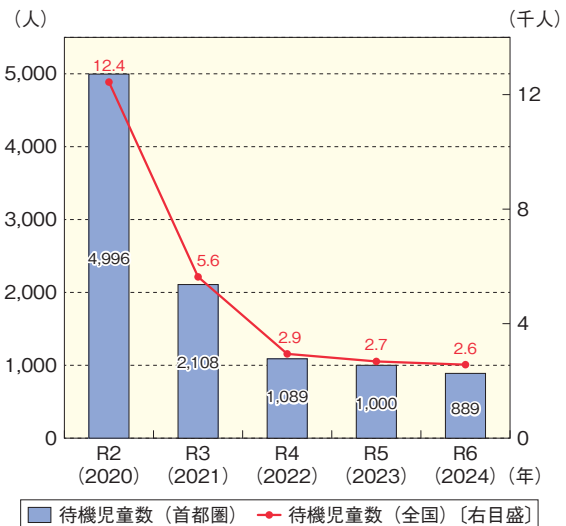
一方、首都圏の令和6(2024)年の保育所等施設数は約1.4万か所で、利用定員数は約99万人となっており、保育の受け皿の整備が進んでいる(図表1-34)。また、令和6(2024)年の待機児童は、首都圏では約900人と前年より減少している(図表1-35)。

図表1-34 保育所等施設数及び利用定員数(各年4月1日時点)



注：定員数については、保育所、特定地域型保育事業、幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園、地方裁量型認定子ども園の利用定員を集計している。
資料：子ども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」を基に国土交通省国土政策局作成

図表1-35 待機児童数の推移(各年4月1日時点)



資料：子ども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」を基に国土交通省国土政策局作成

(2) 高齢者参画社会の構築、障害者の活躍促進及びユニバーサル社会の実現

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に基づき、市区町村は、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者

等が利用する施設が集まった地区において面的・一体的なバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）及び同様の地区における旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化に関する事業等を記載した基本構想を作成するよう努めることとされている。

令和2（2020）年にとりまとめられたバリアフリー法に基づく整備目標（令和7（2025）年度までのおおむね5年間）では、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、地方部を含めたバリアフリー化や聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー、マスタープラン・基本構想の作成、「心のバリアフリー」の推進に留意されている。首都圏においては、令和5（2023）年度末時点で、マスタープランについては14市区、基本構想については首都圏の市区町村の約29%にあたる98市区町が作成しており、整備目標の達成に向け、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化に取り組んでいる⁸⁾。

高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）に規定される、高齢社会対策の基本的かつ総合的な政府指針である「高齢社会対策大綱」が令和6（2024）年9月に閣議決定された。大綱では、基本的な考え方として、年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築や、一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築、加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築を掲げており、今後、分野別の基本的施策を進めることとしている。

8) 国土交通省「基本構想作成市町村一覧」を基に国土交通省国土政策局算出